

[令和7年予備試験論文式 憲法]

1 設問（1）

2 1. 新法は、青少年の知る自由を侵害するものとして、憲法 21 条 1 項に違反しないか。

3 2. よど号ハイジャック記事抹消事件大法廷判決は、知る自由について、それが個人の

4 格・思想の形成・発展にとって必要不可欠であり、思想・情報の自由な伝達・交渉の確

5 保という民主主義社会の基本的原理を真に実効あらしめるためにも必要であるとの理

6 由から、憲法 21 条 1 項等により保障されると解している。

7 したがって、青少年が有害差別図書を閲覧する自由は、知る自由として憲法 21 条 1 項

8 により保障される。

9 3. 新法では、図書取扱業者は、指定を受けた有害差別図書を青少年に販売、貸与し又は

10 閲覧させることが罰則をもって禁止されるとともに、有害差別図書を販売する際には身

11 分証明書による年齢確認を行うことも義務付けられる。これにより、青少年は、有害差

12 別図書を購入したりすることができなくなるから、青少年の知る自由が制約されている。

13 4. 個別指定については、①ないし③というある程度具体性のある指定基準があり、包括

14 指定については、過去に各地方自治体でヘイトスピーチと認められた表現を参考にして

15 特定された表現が限定列挙されているから、いずれも明確性を欠くものではない。した

16 がって、新法は明確性の原則（憲法 21 条 1 項）には違反しない。

17 5. では、新法は「公共の福祉」（憲法 12 条後段、13 条後段）による制約として許容さ

18 れるといえるか。

19 （1）新法による規制は、ヘイトスピーチという図書の内容に着目し、それが青少年に伝

20 達されることを妨害することを目的とした内容規制である上に、事前抑制的な性格も

21 有しているから、その合憲性は厳格審査の基準によって判断されるべきとも思える。

22 しかし、知る自由の保障の前提を為す情報選別能力が十全には備わっていない青少

年には成人と同等の知る自由は保障されないから、青少年の健全育成を目的とする青少年の知る自由に対する直接的規制である新法の憲法 21 条 1 項適合性は、中間審査の基準により審査すれば足りると解すべきである（岐阜県青少年保護育成条例事件の伊藤正己裁判官補足意見参照）。

したがって、新法の憲法 21 条 1 項適合性は、立法目的が重要で、手段が立法目的との間の実質的関連性を有するかどうかで審査する。

（2）では、新法は上記の基準を満たすか。

ア．新法の目的は、有害差別図書によって青少年の健全な育成が阻害されることの防止にあるところ、これは、青少年との関係では、パターンナリスティックな制約目的に当たる。そして、パターンナリスティックな制約目的は、原則として、自由主義に反するものとして違憲であると考えられている。しかし、青少年の健全育成は、その後の私生活・社会生活という本人の人生に大きな影響を及ぼすから、それが阻害された場合、人格的自律そのものを回復不可能なほどに永続的に害するおそれがある。したがって、青少年の健全育成という目的は重要である。

イ．岐阜県青少年保護育成条例事件の法廷意見は、青少年の健全育成のために有害図書を自動販売機に収納することを禁止する県条例について、本条例の定めるような有害図書が一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼし、性的な逸脱行為や残虐な行為を容認する風潮の助長につながるものであって、青少年の健全な育成に有害であることは、既に社会共通の認識になっていると述べてよいと述べ、規制対象が立法目的を阻害するという因果関係を認めている。しかし、新法の規制対象はヘイトスピーチであり、これを通じて人種や民族に関する社会問題や差別問題について知り、自分なりの思想・意見を形成するなどして人格的

に成長する契機ともなり得るものである。したがって、有害差別図書が青少年の健全な育成に有害であることが社会共通の認識になっているとはいえない。そうである以上、青少年に対する有害差別図書の販売等を禁止することは、青少年の健全育成という目的を促進するとはいえないから、手段適合性を欠く。

また、同事件の法廷意見は、自動販売機業者において、審議会の意見聴取を経て有害図書としての指定がされるまでの間に当該図書の販売を済ませるという脱法的行為に有効に対処することを理由に、包括指定の必要性を認めているところ、新法についても同様の理由から、包括指定自体の必要性を認めることができる。しかし、包括指定の基準は、典型的表現を含むページの数がページ総数の10分の1以上を占めるという非常に緩やかなものであるから、取消制度が設けられていることを踏まえて、より制限的でない他の選び得る手段によって目的を達成することができないとはいえず、手段必要性も欠く。

さらに、所管大臣が個別指定及び包括指定をする際には、有識者15名によって構成される青少年保護育成審査会に諮問する必要があるところ、構成員らが人種や民族に関する差別問題について偏った思想・意見を有する者である場合などには、自己の思想・意見に反する表現を排除することを動機として有害差別図書の指定を行う危険がある。このように、新法は、有害差別図書の指定制度が恣意的に運用される危険性があるという意味で重大な副作用を伴うものであり、手段相当性も欠く。

以上より、新法は、手段の実質的関連性を欠くから、青少年の知る自由を侵害するものとして憲法21条1項に反し違憲である。

設問（2）

1. 新法は、成人の知る自由を侵害するものとして、憲法21条1項に違反しないか。

2. 成人にも、憲法 21 条 1 項により、有害差別図書を閲読する自由という意味における知る自由が保障される。

3. 図書取扱業者が有害差別図書を成人に販売、貸与し又は閲覧させること自体は禁止されていないが、販売に際しては、運転免許証等の身分証明書により年齢確認を行うことが義務付けられている。これにより、成人であっても、外出時に身分証明書を携帯していない場合には店舗で有害差別図書を購入することができず、不正利用や情報流出のリスクを懸念して身分証明書のデジタルデータを提出することに抵抗のある者は有害差別図書をオンライン購入することもできない。したがって、新法は、成人の知る自由も制約する。このことは、新法制定後、所管省が調査を行ったところ、一定数の成人が有害差別図書の購入を見合わせていることが明らかになったことから窺われる。

4. 青少年と異なり、成人には情報選別能力が十全に認められるために、知る自由の保障の程度は後退しない。そうすると、新法が内容規制である上に、事前抑制的な性格も有していることから、その合憲性は厳格審査の基準によって判断されるべきとも思える。

しかし、新法は、青少年の健全育成のために、青少年に対する有害差別図書の販売等を禁止し、販売に際して年齢確認を義務付けているだけであるから、新法による成人の知る自由に対する制約は、青少年の健全育成という目的からみて必要とされる規制に伴って当然に附随的に生ずる効果にすぎない（同事件の伊藤正己裁判官の補足意見参照）。

そこで、新法の憲法 21 条 1 項適合性は、成人の知る自由との関係でも、立法目的が重要で、手段が立法目的との間の実質的関連性を有するかどうかで審査すれば足りる。

設問（1）の 5 で論じた通り、新法は、目的の重要性が認められる一方で、手段の実質的関連性を欠くから、成人の知る自由を侵害するという意味でも、憲法 21 条 1 項に反し違憲である。

以上